

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 7 月 16 日

熊本地方裁判所八代支部

裁判所書記官 吉 野 栄 記

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 10 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 9 月 17 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8 年 9 月 24 日 午前 10 時 00 分 熊本地方裁判所八代支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8 年 10 月 29 日 午後 3 時 00 分 熊本地方裁判所八代支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 7 月 16 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
5☆	1,030,000 824,000		206,000	4,428	0
備考					



物 件 目 録

☆5 所 在 八代市鏡町宝出字老五番割

地 番 486番1

地 目 田

地 積 2299平方メートル

共有者 A 持分6分の1
共有者 B 持分12分の1
共有者 C 持分12分の1
共有者 D 持分3分の1
共有者 E 持分3分の1



物 件 明 細 書

令和 8年 6月23日

熊本地方裁判所八代支部

裁判所書記官 吉 野 栄 記

1 不動産の表示

【物件番号5】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号5】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号5】

本件共有者A及びGが占有している。Gは農地法3条の許可を受けていない。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

5 所 在 八代市鏡町宝出字壺五番割

地 番 4 8 6 番 1

地 目 田

地 積 2 2 9 9 平方メートル

共有者 A 持分 6 分の 1

共有者 B 持分 1 2 分の 1

共有者 C 持分 1 2 分の 1

共有者 D 持分 3 分の 1

共有者 E 持分 3 分の 1

令和7年(ケ)第12号
令和8年4月9日 受理
令和8年5月12日 提出

その3(物件番号5)

現況調査報告書

熊本地方裁判所八代支部

執行官 江藤 浩 盛

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

4 所 在 八代市鏡町内田字四番割

地 番 1468番2

地 目 公衆用道路

地 積 29平方メートル

共有者 A 持分6分の1

共有者 B 持分12分の1

共有者 C 持分12分の1

共有者 D 持分3分の1

共有者 E 持分3分の1

5 所 在 八代市鏡町宝出字壱五番割

地 番 486番1

地 目 田

地 積 2299平方メートル

共有者 A 持分6分の1

共有者 B 持分12分の1

共有者 C 持分12分の1

共有者 D 持分3分の1

共有者 E 持分3分の1

(土地用)

不 動 産 の 表 示		「物件目録」のとおり	
住 居 表 示		付 近	
土 地		物 件 5	
現 況 地 目	☐ 宅地（物件 ） ☒ 田（物件 5 ） ☐ 雑種地（物件 ） ☐ 山林（物件 ） ☐		
形 状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☒ 登記所備置地図のとおり		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地共有者(A) ☒ その他の者(G) ☐ 上記の者が本件土地に、下記目的外建物を所有し、占有している。 ☒ 上記土地共有者が水稻を耕作し、その他の者が野菜を栽培して各占有している。 ☒ その他の者につき「占有者及び占有権原」のとおり		
そ の 他 の 事 項	1 利用状況 物件5は、土地共有者であるAが水稻耕作を行い、米の収穫後にGが野菜の栽培を行っている。立入調査の時点では、収穫されなかったレタスがわずかに残っている状態であった。 2 農業委員会の回答 ① 転用許可及び賃借権の設定はない。 ② 農振地域内、農用地区域内の農地である。 3 土地改良区の回答 ① 本件土地に関する令和7年度の経常賦課金は、1反当たり2,880円である。経常賦課金は、所有者が土地改良区内に所有する農地の総面積により算出するため、若干の誤差が生じるが、物件5は年額で概ね6,630円である。 ② 令和8年4月15日現在、経常賦課金の滞納はない。 4 隣接地に関する調査結果（登記簿上の記載）は次のとおりである。 ① 八代市鏡町宝出字壱五番割486番4 用悪水路 22㎡ F名義 ② 同486番5 公衆用道路 35㎡ F名義 ③ 同492番1 田 2590㎡ 私人名義		
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
建 物 (目 的 外 建 物)	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係概略図のとおり		

占有者及び占有権原 (物件 5 関係)			
占有範囲		☒ 全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ☒ G	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☒ 田 ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■A(共有者) ■G(占有者))の陳述 / ☐ 提示文書()の要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ☒ 使用借権 ☐	
占有開始時期		令和 6 年 11 月ころ	
最初の契約等	契約日	令和 5 年 11 月ころ	
	期間	令和 6 年 11 月ころ から ☐ 令和 年 月 日 まで 年間 ☒ 期間の定めなし	
更新の種類別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	令和 6 年 11 月ころ から ☐ 令和 年 月 日 まで 年間 ☒ 期間の定めなし	
契約等当事者	貸主	☒ A ☐ その他の者()	
	借主	☒ G ☐ その他の者()	
賃料・支払時期等		毎 金 円(毎 限り 分支払い) ☐ 前払(分 円) ☐ 相殺(分 円)	
敷金・保証金		☒ ない ☐ ある(☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他		1 貸借に関しては口頭契約である。 2 Gは、Aのために育苗から田植えまでを請け負っており、その対価として、米の収穫後、無償で野菜栽培を行っている。	
執行官の意見		☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者との関係)	陳述内容等
■ A (債務者兼所有者)	1 物件5は、私が水稻耕作を行っています。育苗から田植えまではGさんに依頼しています。その代わり、米の収穫後にGさんには無償で野菜を栽培させています。 2 Gさんに田植えをしてもらうようになったのは、令和6年からです。令和5年11月ころGさんから申し出がありました。それまでは、私が一人で耕作していました。 3 米の収穫後、Gさんはレタス等の野菜を栽培しています。 4 令和7年8月の豪雨では、本件土地周辺一帯が浸水しましたが、本件土地は、浸水による被害は受けていません。
■ G (占有者)	1 物件5では、現在、私がレタスを栽培して使用しています。 2 令和6年から使用を始めました。その年の育苗と田植えを私が請け負い、その後は米の収穫までをAさんが行いました。育苗と田植えを行った代わりに、私は米の収穫後に、無償で野菜を栽培させてもらっています。 3 野菜は、レタスとブロッコリーを1年おきに交互に栽培しています。 4 Aさんとの間に貸借契約書は交わしていません。口頭契約です。契約を締結した時期はよく覚えていません。
■ 八代平野北部土地改良区	1 土地改良区に納める経常賦課金は、令和7年度で、面積1反当たり2880円です。経常賦課金は各所有者が有する農地の総面積で計算するので、多少誤差がありますが、物件5は概ね年額6,630円です。なお、令和8年度の経常賦課金は5月に決められる予定です。 2 現在、本件土地に関しては経常賦課金の滞納はありません。 3 本件の競落人には、組合員変更届を土地改良区に提出してもらう必要があります。

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R8 年 4 月 14 日 (火) 10 : 25 ~ 10 : 40	熊本地方法務局 八代支局	公図写し等交付申請
R8 年 4 月 15 日 (水) 15 : 25 ~ 15 : 35	当庁	八代平野北部土地改良区から電話聴取
R8 年 4 月 16 日 (木) 13 : 00 ~ 13 : 05	八代市役所	八代市農業委員会に照会書提出
R8 年 4 月 16 日 (木) 13 : 40 ~ 13 : 45	A, B, C 宅	C から事情聴取
R8 年 4 月 16 日 (木) 13 : 55 ~ 14 : 05	物件 5 所在地	周辺調査、写真撮影
R8 年 4 月 16 日 (木) 14 : 10 ~ 14 : 25	物件 1 ないし 4 所在地	同上
R8 年 4 月 28 日 (火) 9 : 35 ~ 10 : 50	物件 1 ないし 4 所在地	立入調査、写真撮影、A から事情聴取
R8 年 4 月 28 日 (火) 10 : 55 ~ 11 : 05	物件 5 所在地	同上
R8 年 4 月 28 日 (火) 11 : 20 ~ 11 : 35	G 宅	G から事情聴取
R8 年 4 月 28 日 (火) 12 : 55 ~ 13 : 00	八代市役所	農業委員会で回答書受領

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して 臨場した。

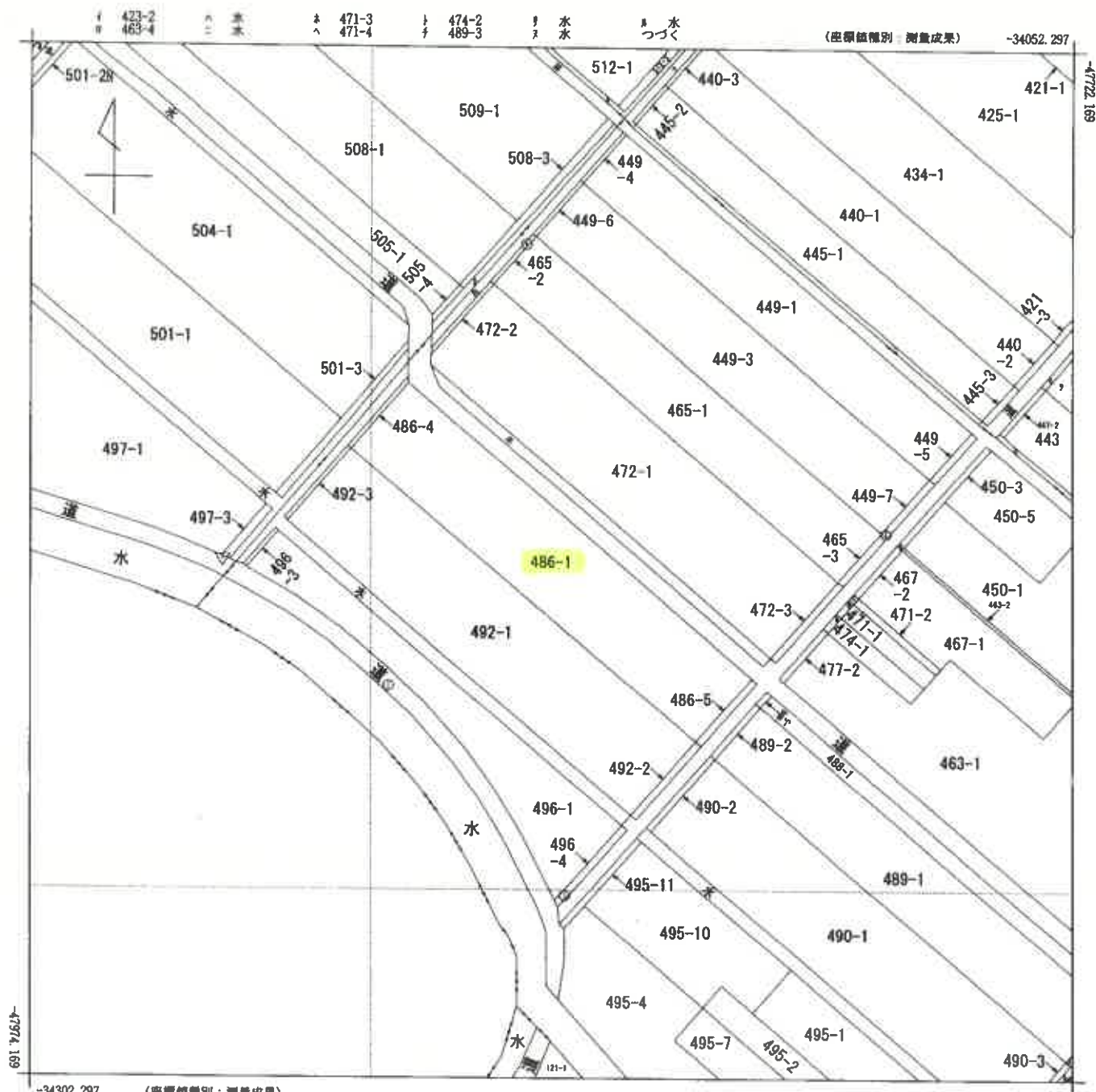
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

■ 本経過は、全物件についてのものである。

「登記所備置地図」

A 3判をA 4判に縮小



(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(kumamoto2016_BL.par)による修正がされています。

鏡町宝出

請 部 分	所 在	八代市鏡町宝出字巻五番割					地 番	486番1			
出 縮	力 尺	1/1000	精 区 度 分	甲三	座 標 系 又 は 記 号	Ⅱ	分 類	地図(法第14条第1項)		種 類	地籍図
作 成 年 月 日						備 付 年 月 日 (原図)			補 事 記 項		

請求番号：7-3

(1/2)

(6 枚目)

公用

「登記所備置地図」 A3判をA4判に縮小

7 431-1
7 502-1
4 502-2
3 水
9 水

[illegible]

(写真 1)

物件 5



(写真 2)

物件 5



(写真 3)

物件 5



(写真 4)

物件 5



副 本

令和 7 年(ケ)第 12 号(その 3)
令和 8 年 4 月 28 日現地調査
令和 8 年 5 月 10 日評価

熊本地方裁判所 八代支部御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
宮本 隆志

第1 評価額

番 号	評 価 額
物件 5	金 1,030,000 円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

（現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ）

番 号	所 在 等	登 記	現 況
5	所 在 地 番 地 目 地 積	八代市鏡町宝出字壺五番割 486番1 田 2,299㎡	
番号	特 記 事 項		
	ない		

第4 目的物件の位置・環境等

位置・交通	J R鹿児島本線「有佐」駅の西方、約3.7km(道路距離) 宝出公民館バス停留所の西方、約0.7km(道路距離) (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	水田が広がる農地地域である。	
主な公法上の規制等	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 農振法の規制 その他の規制	非線引き都市計画区域 — 70% 200% 農業振興地域、農用地区域 —
画地条件	南東側間口約20m、奥行約110m、規模2,299m ² の長方形地である。	
自然的条件	地勢 日照 水量 土壌の状態	平坦 普通 普通 随時、耕耘されており普通
接面道路	南東側で幅員約4.5mの舗装市道に、北東側で幅員約4mの舗装市道にそれぞれ0.5m程度低く接面している。	
土地の利用状況	現況調査報告書のとおり	
特記事項	ない	

第5 評価額算出の過程

当該地域の地価水準を考量し、対象地域における標準価格を査定し、次に目的土地の個別的価格形成要因を分析した結果、下記のとおり評価額を求めた。

番号	標準価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	占有減価 修 正 エ	市場性 修 正 オ	競売市場 修 正 カ	評価額 (円) ア×イ×ウ×エ×オ×カ
5	700	1.00	2,299		0.80	0.80	1,030,000

ア 標準価格：周辺地域の取引事例等を参考に収益性を考慮して査定した。

イ 個別格差：ない

ウ 地 積：登記数量を採用した。

エ 占有減価修正：必要なし

オ 市場性修正：以下の事項等を総合的に勘案のうえ、市場性が減退する程度並びに目的物に内在するリスクを考量した。
・買受適格証明書が必要な農地である。

カ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 附属資料

- 1 位置図
- 2 14 条地図写し

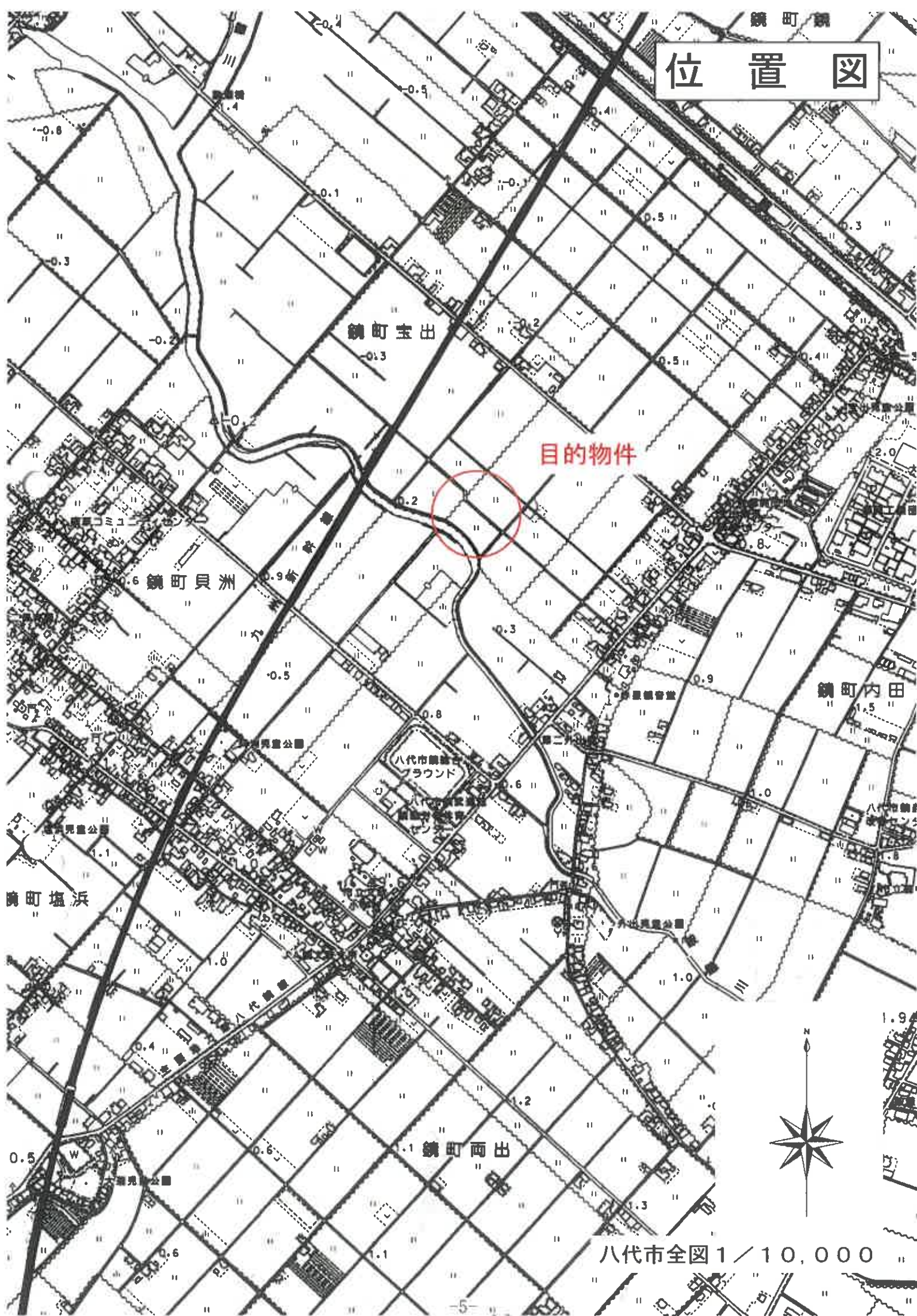
以 上

位置図

目的物件



八代市全図 1 / 10,000



14条地図写し



(座標値種別：測量成果)

地理院が公表した座標補正パラメータ(kumamoto2016_BL.par)による修正がされています。



城田

八代市鏡町宝出字壱五番割				地番	486番1
精度 区分	甲三	座標系 番号 又記号	II	分類 地図(法第14条第1項)	縮

縮尺 1 / 1,000